武器輸出と日米軍事技術協力等に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十六年十一月十二日

提 出 者

横 Щ 利 秋

衆

議

院

議

長

福

田

殿

土 井 た

カゝ 子

上

原 康 助

清

水

勇

武器輸出と日米軍事技術協力等に関する質問主意書

武 器 \mathcal{O} 日 米共 同 開 発 • 生産及び日本 の軍事技術 の対米供与問題について、 すでに日米政府部内

で検討されていると報ぜられている。

そこで、この 問題と日米 相互防衛援助協定、 武器輸出に関する政府の統一見解及び国会におけ

る決議等との関係について、政府の答弁を求める。

武 器 \mathcal{O} 日 米 共 同 開 発 • 生 産 及 び 日 米 軍 事 間 題 は、「いつ」、「どこで」、「だれとだれとの 間 で

「どちら側」 から 「どのような内 容」 0 話 合い がなされたか、 明らかにせ J.

軍事 技 術 対米 供 与 問 題 に 関 し、 防 衛 庁 和 田 装 備 局 長 は、 九月訪米し、 デラワ 玉 防 次官と会

談 した。 訪米する前、この問題で 「事務的に関係各省庁と打ち合せを行つた」との国会答弁がな

されてい るが、 どの省庁とどのような内容の打ち合せを行つたか、明らかにせよ。

三 外 務 省 松 田 北 米 局 審 議 官 は 「(武 器 輸 出 原 則 に つ *(*) て 米 玉 لح \mathcal{O} 関 係 は そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 玉 لح 異

な 0 た 別 \mathcal{O} 法 的 条 約 的 側 面 が あ る。 す な わ ち、 安 保 条 約 12 基 づ < 地 位 協 定 ま た 日 米 相 互 防

衛 援 助 協 定 に ょ つ て、 日 米 相 互. に 武 器 関 連 \mathcal{O} 援 助 を 行 7 合 ラ 規 定 が あ る لح 玉 会 で 述 ベ 7 1 る

が \mathcal{O} 答 弁 を 。 見 る限 り、 武 器 輸 出三 原 則 \mathcal{O} 適 用 に 関 L て、 米国 は 他 \mathcal{O} 諸 玉 لح お \mathcal{O} ず か 5 異 な

ると政府は解しているのか。

兀 日 米 相 互. 防 衛 援 助 協定 (以 下 「協定」 という。) 第一 条 に お *(* \ て、 「装備、 資 材、 役務 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 援

助 を 使 用 に 供 す Ź ŧ \mathcal{O} とする。」 とあ る が 米 玉 側 か 5 日 本 12 対 L 具 体 的 な 軍 事 技 術 名

を 挙 げ 要 求 て きたとし 7 ŧ, 協 定 上 そ れ に 応 ľ な け れ ば な 5 な 1 義 務 は 生 ľ ず、 あ < ま で ŧ

応ず る か んどう か は 政 府 \mathcal{O} 高 度 な 政 治 判 断 に 外 な 5 な 1

方、 武 器 輸 出 \equiv 原 則 は 佐 藤 内 閣 以 来 歴 代 内 閣 \mathcal{O} 政 策 で あ り、 第 九 + 兀 口 玉 会 に お 7 7 ŧ

武 器 輸 出 間 題 等 に 関 す る 決議 が 行 わ れ た。 そ \mathcal{O} 意 味 カゝ 5 武 器 輸 出 原 則 は、 玉 民 世 論 に · 支 持 さ

れた重要な基本的な政策ということが言える。

そう で あ る な ら、 米 玉 に 軍 事 技 術 を 輸 出 す る か どう カン \mathcal{O} 政 府 判 断 は、 国 是 た る 武 器 輸 出 原

則 が 優 先 す るの が 当 然 だと考える が 政 府 は 米 玉 に 対 L て 軍 事 技 術 供 与 を 含 む 武 器 輸 出 を 行

う意向があるのか、政府の見解を明らかにせよ。

最 近 \mathcal{O} 報 道によれば、 「 対 米 武器 輸 出 に関する政 府見解案なるものが 伝えられ てい る。

五.

そ れ に ょ れ ば 日 米 安 保 条 約 第三条 に 基づ き 対 米 武 器 輸 出 は 可 能 で あ るとし て , , る。 L か

ک 0 第 \equiv 条 \mathcal{O} 由 来 は バ ンデンバ グ 決 議 に あ り、 安保 条 約 審 議 \mathcal{O} 際 ŧ, 0) 条 項 で 具 体 的

な義 務 を 負 う £ \mathcal{O} で な < あ くま で ŧ 我 が 玉 \mathcal{O} 自 主 的 判 断 で 決 定 す る £ \mathcal{O} で あ る とさ れ 7 1

た。

 \mathcal{O} 条 項 は、 あくま で ŧ 憲 法 上の 規定に従うことを条件とし て 武 力攻撃 に抵 抗 す Ś 能 力 \mathcal{O}

維 持 発 展 なを述べ た ものであ ý, この第三条に基づき武器を輸 出 する場 合 [も政 府 0) 政 治 的 判 断 に

ょ る ŧ 0) で あ り、 武 器 を 輸 出 す る 条 約 上 0) 権 利 義 務 は 生 ľ な 1 · と 思 う が どう か 政 府 \mathcal{O} 見 解 を

述べよ。

六 従 来 政 府 は、 武 器 輸 出 12 つ ١, 7 は \equiv 原 則 統 見 解、 玉 会 決議 は 適 用 され ると答 弁 L 7 1 る

が 前 記 \mathcal{O} 「政 府 見解 案」 なるものに よれ ば、 「(米 国 ^ \bigcirc 武器: 輸 出 は、 そもそも三原 則 統

方 針 が 取 り 扱 つて 7 る武器 輸 出 とは 次元 0 異なる (枠外 \bigcirc ŧ \mathcal{O} で あ る。 と 述 べ 5 ħ て 1 る。 武

器 輸 出 に 米 玉 向 け とそ \mathcal{O} 他 向 け と分けら れ て **,** \ るとす れ ば、 米 玉 に 関 す る 限 り、 武 器 輸 出

原

則 並 \mathcal{U} に 統 見 解 は 適 用 L な 1 と考える \mathcal{O} か、 見 解 を 明 5 か に せ ょ

七 協 定 12 基 づ き 九 六 \equiv 年 $\dot{+}$ 月 + 兀 日 大 平 外 相 とラ 1 シ Y ワ 駐 日 米 大 使 と \mathcal{O} 間 で 防 衛

目 的 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 技 術 的 資 料 及 75 情 報 \mathcal{O} 交 換 に 関 す る 書 簡 が 取 ŋ 交 わ さ れ 協 定 第 条 第 項 に

1 う 細 目 取 極 が 米 玉 防 総 省 と 防 衛 庁 間 で 同 年 + 月 十五 日 結 ば れ 7 7 る。 そ \mathcal{O} 取 極 本 文 及 び

附属書の内容を明らかにされたい。

八 すで に 附 属 書 に は、 日 米 両 当 事 者 間 で 合 意 L た 具 体 的 な 武 器 又 は 軍 事 技 術 が 記 載 Ž れ て 1 る

と 思 わ れ る が そ れ を 米 玉 に 輸 出 す る 場 合、 武 器 輸 出 三 原 則 に 抵 触 L な 1 \mathcal{O} か ま た、 過 去

協 定 に 基 づ V) て 米 国 に 武 器 記を輸 出 L た 例 は あ る \mathcal{O} か。 あ るとす Ś な 5 そ \mathcal{O} 数 量 金 額、 種 類 及

び企業名を明示せよ。

九 汎 用 技 術 で あ つて ŧ 軍 事 転 用 可 能 で あ ý, 明 5 カュ に · 武 器 \mathcal{O} 用 途 に 供 す る目 的 を持 つ た ŧ \mathcal{O} で

あ れ ば 当 然 武 器 輸 出 三 原 則 に 7 う 武 器 \mathcal{O} 範 5 ゆ うに入ると解すべ きと思うが 政 府 \mathcal{O} 見 解 を

明らかにせよ。

+ 地 位 協 定 第 十二 条 に お 7 て、 在 日 米 軍 は 資 材、 需 品 備 品 及 び 役 務 を 調 達 す ることが で きる

لح 記 さ れ て 7 る。 ک \mathcal{O} 調 達 は、 条 約 上 \mathcal{O} 権 利 義 務 関 係 が 生ず るの か どう か、 外 務 省 \mathcal{O} 解 釈 を 明

示せよ。

<u>+</u> 外務 省北米局浅尾局長は、 在 日米軍 の武器調 達 は、 昭 和三十六年以降 な い と国会で述べ

+ 防 衛庁 が 独自 に · 開 発 した軍 事 技 術 はあ る 0 か。 あるとするならその 種 類を列挙 せせ ょ。

十三 高 速 演算素子 $\widehat{\overline{\mathrm{V}}}$ H S I C 低損 失光通信用ファイバ ーなど日本の先端 技 術 は、 民間 企業

が 開 発 L た ものであ か り、 民間企業に対し対米供与を要請することができるのか。 ŧ L できると

するならその法的根拠を明示せよ。

十四四 昭 和 五 十 一 年 \mathcal{O} 武器輸 出三 原 則 0 政府 統 見解によれば、 「三原則対 象 地域 以 外 \bigcirc 地 域 定っ

1 て は 憲 法 及 び 外 玉 **|**為替 反 び 外 玉 貿 易 管 理 法 0 精 神 に 0 つとり、 武 器 \mathcal{O} 輸 出 を 慎 む t \mathcal{O} とす

る。 とある。 「慎 む とはどのようなことか、 政 府 \mathcal{O} 見 解を 明ら か にされ た

この 「慎 む 地域としては、 米国、 中 国 一 及 び 韓 国 を も当然含むも のと解釈して ょ 1 か。

十 五 堀 田 [ハガ ネ事件について、 政府 は .輸出貿易管理令違反であると国会で答弁しているが、 神

戸地検において不起訴処分にされた。

このことは、武器半製品輸出を現行の貿管令違反で起訴することが困難であることが証明さ

れ、今後、武器半製品 の輸出が多くなる恐れがある。このため、 輸出貿易管理令を改正 し、こ

の種の輸出を厳格に規制すべきであると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。